

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成 26 年度第 6 回所沢市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成 27 年 2 月 2 日 ( 月 ) 午後 1 時 30 分 ~ 2 時 40 分
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟 3 階 全員協議会室
出席者の氏名	( 別紙委員出欠席表のとおり )
欠席者の氏名	( 別紙委員出欠席表のとおり )
説明者の職・氏名	様式第 2 号のとおり
報 告 事 項	(1)平成 26 年第 4 回定例会における税率等の改正について
議 題	(1)国民健康保険運営協議会及び国民健康保険制度について (2)平成 27 年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要 (3)その他
会 議 資 料	報告事項(1) 資料 - 1 平成 27 年度所沢市国民健康保険税率等の改正について 資料 - 2 被保険者数・世帯数の推移 資料 - 3 国保特別会計収支状況 議題(1) 資料 - 4 根拠法令等(抜粋) 資料 - 5 これまでの所沢市国民健康保険運営協議会の主な審議事項 資料 - 6 国民健康保険制度について 議題(2) 資料 - 7 平成 27 年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算(案)
担当部課名等	市 民 部 長 溝 井 久 男                      市 民 部 次 長 金 子 美 也 子 国 保 年 金 課 長 及 川 利 美                  国 保 年 金 課 主 幹 山 崎 礼 子 国 保 年 金 課 副 主 幹 森 田 英 明              国 保 年 金 課 副 主 幹 森 田 悟 国 保 年 金 課 主 査 後 藤 毅 彦              国 保 年 金 課 主 査 東 知 示 収 税 課 長 三 上 淳  市民部国保年金課 電話 2998-9131

平成26年度第6回所沢市国民健康保険運営協議会出欠簿

代表区分	推薦依頼先		氏名
被保険者代表	所沢青色申告会	○	竹島 美保子
	いるま野農業協同組合	○	鹿島 正之助
		×	諸星 賀津美
	所沢市連合婦人会	○	山路 洋子
	所沢商工会議所	○	吉澤 富江
	所沢市自治連合会	○	高柳 進
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	○	柳 内 仁
		○	駒崎 敏郎
		○	黒河 圭介
		○	竹内 昭彦
	所沢市歯科医師会	×	烏田 和浩
	所沢市薬剤師会	○	安達 秀夫
公益代表	市長が定める者	○	大館 靖治
		○	君田 典子
		○	吉野 貞治
	所沢商店街連合会	×	宇佐 美保政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	○	鈴木 公子
	連合埼玉西部 第四地域協議会	×	浅見 富美明
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	×	篠原 千代三
	公立学校共済組合 埼玉支部	○	水野 淳司
	西武健康保険組合	○	磯 成次
任期 平成28年12月31日まで			

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事 務 局 ( 山 崎 主 幹 )	司会 開会
事 務 局 ( 山 崎 主 幹 )	<p>それでは議事に入る前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、「会議の公開・非公開」「会議録の記載方法」「会議録の確定」の3点につきまして委員の皆様にお諮りしたいと存じます。ご審議いただく前に、若干説明させていただきます。</p> <p>まず、会議の公開・非公開について、でございますが、所沢市では、情報の公開について積極的に実施していく方針であります。審議会等の会議につきましても、所沢市情報公開条例第25条の規定により、原則として「公開すべきもの」としております。公開ということで進めさせていただきたいと考えております。ただし、本日の議題（2）「平成27年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要」につきましては、平成27年第1回定例会の議案として提出予定であり、記者発表前ということで「所沢市情報公開条例第7条第5項」に該当することから非公開とさせていただきたいと考えております。</p> <p>次に会議録の記載方法につきましては、会議録は要約方式とし、発言者につきましては、「委員」とだけ記載したいと考えております。</p> <p>次に会議録の確定につきましては、会長に承認をいただき、確定する方法を考えております。</p> <p>以上の3点をお諮りしたいと思います。</p>
委 員	異議なし
事 務 局 ( 山 崎 主 幹 )	<p>「ご異議なし」ということですので、そのように決定させていただきます。</p> <p>本日の会議に当たりましては、傍聴希望者はいらっしゃいません。</p> <p>今後、傍聴希望者がいらっしゃる場合には、本日の議題「平成27年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要」につきましては、平成27年第1回定例会の議案となりますので傍聴人の方には非公開とさせていただきたいと思っております。</p> <p>今回は、新しい委員の皆様での初めての開催でございますので、ご紹介とともにお手元の席次表の順に副市長より委嘱状の交付をしたいと思います。</p>

	新委員の方のお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。
副市長	委嘱状の交付
副市長	あいさつ
事務局 (山崎主幹)	<p>それではまず初めに、本日の運営協議会の成立要件につきまして、所沢市国民健康保険に関する規則第4条第3項で、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない、とございますが、委員21名中16名の出席があり過半数を超えております。成立いたしておりますのでお伝えいたします。</p> <p>続きまして次第に従い、会長及び会長職務代理の選出に移りたいと思います。恐れ入りますが、選出に係る議事進行につきましては、大舘副市長に議長をお願いしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。</p>
議長 (副市長)	<p>それでは、会長及び会長職務代理の選出に関して議長を務めさせていただきます。</p> <p>早速ですが、事務局から選出に関して説明をお願いします。</p>
事務局 (及川課長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>国民健康保険法施行令第5条第1項に「協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」とあります。また、同条第2項に、「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。」とありますので、会長および会長に事故あるときの職務を代行する方の選出をお願いいたします。</p>
議長 (副市長)	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、先ず会長及び会長職務代理の選出方法についてどのようにしたらよいか、お諮りいたします。ご質問、ご意見はございますか。</p>
委員	<p>会長は大舘委員、会長職務代理を吉野委員に引き続きお願いするというので、いかがでしょうか。</p>
議長 (副市長)	<p>ただいま、委員さんより会長は大舘委員、会長職務代理は吉野委員に引き続きお願いするというご意見がありました。会長は大舘委員、会長職務代理は吉野委員でよろしいかお諮りいたします。</p>
委員	異議なし
議長 (副市長)	<p>ご異議なしと認め、委員皆様方のご承認を賜りましたので、会長は大舘委員、会長職務代理には吉野委員に決定とさせていただきます。</p> <p>これで、「会長及び会長職務代理の選出」が終了いたしましたの</p>

	<p>で、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。</p>
事務局 (山崎主幹)	<p>ありがとうございました。 それでは、大館委員さん、吉野委員さん、前のお席へお願いいたします。 それでは、会長並びに会長職務代理よりごあいさつをお願いしたいと存じます。</p>
大館会長	あいさつ
吉野会長職務代理	あいさつ
事務局 (山崎主幹)	<p>ありがとうございました。よろしくご指導の程お願い申し上げます。 申し訳ございませんが、ここで副市長は所用がございますので、退席をさせていただきたいと思っております。  続きまして、これから本日の議題についてご審議いただくわけでございますが、まだ職員の紹介をしておりませんでしたので、紹介をさせていただきます。  職員紹介  それでは、議事の進行につきましては、規則第4条第1項により会長が議長となりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。 それでは大館会長よろしくお願ひいたします。</p>
議長 (大館会長)	<p>それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 それでは、報告事項(1)「平成26年第4回定例会における税率等の改正について」でございます。事務局よりご報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>「平成26年第4回定例会における税率等の改正について」ご報告させていただきます。 その前に本日は、新たに運営協議会の委員になられた方もいらっしゃいますので、所沢市の国民健康保険の現状について少しご説明をさせていただきます。 お手元の資料集の資料2をお願いいたします。 こちらの資料につきましては、所沢市の国民健康保険の世帯数・被保険者数の推移を示したものでございますが、この下のグラフのように、被保険者数は年々減少傾向にあります。反面</p>

65歳以上の前期高齢者の割合は、年々増加しているのがわかると思います。

このことは、税収が減少し、医療費が増加するというひとつの理由となっていることがわかつています。

続きまして資料3をお願いいたします。

こちらの資料は、近年の所沢市国民健康保険特別会計の収支状況を示したものでございます。歳入から歳出を差し引いた額をみますと、ここ数年の所沢市国民健康保険財政状況は、年々厳しい状況となっていることがわかつています。特に平成25年度につきましては、歳入不足となっていることがおわかりになるかと思ひます。

このような厳しい財政状況から、平成25年度の国民健康保険運営協議会で国民健康保険税率等の見直しについて審議をお願いし、平成26年からの国民健康保険税率等について、資産割、平等割を廃止し、賦課方式を4方式から2方式へ変更し、医療給付費分の所得割率を現行の6.5%から7.6%に引き上げ、均等割額を現行の9,000円から22,400円に引き上げ、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、そのそれぞれの賦課限度額を平成25年度の法定賦課限度額まで引き上げる旨の答申をいただき、平成26年第1回定例会に条例改正案を提出いたしましたが、残念ながら否決されてしまいました。

このことから、平成26年度所沢市国民健康保険運営協議会で再度、国民健康保険税率等の改正についてご審議をお願いし、改めてご答申をいただきまして、平成26年第4回定例会に、平成27年度から国民健康保険税の税率等の条例改正案を提出し、賛成多数をもちまして承認されました。

次に、資料1をお願いいたします。

こちらの資料に平成26年第4回定例会で可決いたしました、国民健康保険税率等の改正前と改正後の一覧表がござひます。

今回可決されました改正の内容でござひますが、医療給付費分の所得割率を現行の6.5%から7.2%に引き上げる、資産割率を現行の30%から27%に引き下げる、平等割額を現行の17,000円から16,000円に引き下げる、均等割額を現行の9,000円から10,500円に引き上げる。更に、医療給付費分の賦課限度額を現行の50万円から51万円に引き上げる、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を現行の12万円から16万円に引き上げる、介護納付金分の賦課限度額を現行の9万円から14万円に引き上げる、という内容のものでござひます。

税率等の改正についての報告につきましては以上でござひま

		す。
議 (大館会長)	長	ただいま説明のありました内容につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。
委	員	税率の改正によって27年度にプラスになるのかどうか、概算でどうなるのかをお聞かせください。
事 務 局		平成27年度からの税率の改正を行った訳でございますが、この改正によりまして国民健康保険税収分につきましては約4億8千万円の増収を見込んでおります。
委	員	赤字から黒字に変わるということですか。平成25年度は約1億5千万の赤字ですが黒字になるということですか。
事 務 局		平成27年度から29年度の3年間の国民健康保険の財政状況を推計いたしましたところ、毎年4億8千万円の歳入不足が見込まれまして、これを補う形で、税率の改正を行いましたので、歳入歳出につきましてはほぼ同額になるのではないかと考えております。
議 (大館会長)	長	他にご意見ご質問等がありますか。 他に質問等無いようであれば、続きまして、議題(1)「国民健康保険運営協議会及び国民健康保険制度について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局		<p>それでは、議題(1)「国民健康保険運営協議会及び国民健康保険制度について」ご説明をいたします。</p> <p>新たに本運営協議会の委員となられた方もいらっしゃいますので、まず協議会の法的根拠等についてご説明させていただきます。併せまして、国民健康保険制度につきましても簡単にご説明させていただきます。</p> <p>最初に、国民健康保険運営協議会について資料の説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料集の資料4をお願いいたします。</p> <p>まず、協議会の設置根拠でございますが、資料4の冒頭でございますように、「国民健康保険法」第11条第1項において、「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。」と定められているものでございます。</p> <p>次に、その下の「国民健康保険法施行令」の第3条第1項におきまして「運営協議会の組織」として、被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表、及び公益代表で組織するとなっております。また、第4条において、委員の任期を2年、第5条において、会</p>

長及び会長職務代理を公益代表の委員のうちから選挙で選出するとなっております。

次にその下の当市の「国民健康保険条例」でございますが、第2条におきまして、委員の定数を規定し、次ページの「所沢市国民健康保険に関する規則」におきまして、協議会の審議事項等について定めているものでございます。

参考といたしまして資料集の次のページの資料5に「これまでの所沢市国民健康保険運営協議会の主な審議事項」に平成22年度以降の議題をまとめさせていただいております。

こちらの個々の説明につきましては、時間の関係で割愛させていただきますが、後ほどご覧いただきますようお願い申し上げます。

続きまして国民健康保険制度についてご説明させていただきます。

お手元資料集の資料6をお願いいたします。

まず、国民健康保険の主旨でございますが、資料にございますように国民健康保険法に基づき被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な給付を行い、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする法的強制型の医療保険でございます。

次に国民健康保険の保険者でございますが、保険加入者に対して保険給付を行う事業主のことを保険者といい、市町村が保険者となる市町村国保と建設業、医師などの国民健康保険組合がございます。

次に国民健康保険の被保険者についてでございますが、市町村国保の場合、その区域内に住所を有する者で、資料に書かれている1～5に該当しない者は、その意思のいかんにかかわらず、全員が原則として当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とされることとなっております。

除外の5 .その他特別な理由がある場合のひとつの例としては、児童養護施設などに入所している方で国の公費による措置を受けている場合などがございます。

次に国民健康保険の財政でございますが、市町村国保の主な財源は、国、都道府県及び保険者の負担金及び世帯主からの国民健康保険税からなっております。

保険税の賦課方式につきましては、資料にございますように所得割、資産割、平等割、均等割の4つの方式があり、この4方式のすべてを採用するか、所得割、平等割、均等割の3方式、あるいは、所得割、均等割の2方式から、各市町村が選択できるものとされております。



	<p>次に保険給付でございますが、病院の窓口などで保険証を提示すれば、年齢などに応じた一部負担金を支払うだけで診察や治療などの医療行為を受けることができます。</p> <p>また、医療費が高額になり法令で定められた1か月の自己負担限度額を超えた場合に支給される高額療養費や被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金、被保険者が死亡したときに支給される葬祭費などの給付を受けることができます。</p> <p>次に保健事業等でございますが、被保険者の健康長寿を目指すとともに、国民健康保険における医療費適正化の一環として資料に書かれているような事業を行っております。</p> <p>このうち4番の糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、平成26年度からの新事業でございます。</p> <p>以上で、議題(1)国民健康保険運営協議会及び国民健康保険制度についてのご説明を終わらせていただきます。</p>
議長 (大館会長)	<p>ただいま説明のありました内容につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>質問なし</p>
議長 (大館会長)	<p>次に、議題(2)「平成27年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要について」でございますが、冒頭に事務局から説明がありましたように、平成27年度当初予算につきましては、平成27年第1回定例会の議案として提出予定であり、記者発表前ということで「所沢市情報公開条例第7条第5項」に該当することから非公開とさせていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議題の(2)「平成27年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要」につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>資料につきましては、本日お配りいたしました資料7「平成27年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算(案)」をお願いいたします。</p> <p>なお、説明に入ります前に申し上げますが、本予算(案)につきましては、2月下旬から始まります市議会(第1回定例会)でご審議いただく予定でございますので、お取り扱いにつきましては、ご注意下さいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>こちらは、来年度の所沢市国民健康保険特別会計の概要をまとめさせていただいたものでございまして、上半分が「歳入」、下半分が「歳出」となっております。</p>

歳入歳出それぞれ左から科目、平成27年度当初予算額（案）、平成26年度当初予算額、増減、備考の順で表示させていただいております。

歳入・歳出、それぞれ表の一番下の段をご覧くださいますと歳入・歳出ともに総額で426億4,000万円となり平成26年度当初予算より45億3,600万円の増となっております。

それでは、まず、下段の歳出から主な内容につきましてご説明させていただきます。

「総務費」2億5,312万1千円でございますが平成26年度当初予算額に比べて6,959万円の減となっております。

次に「保険給付費」でございますが、こちらの主なものとしたしましては、国保加入者が病院等にかかった場合、基本的には3割の窓口負担をいただいておりますが、残りの7割に相当する保険者負担分を医療機関等に支払うものでございまして、来年度は249億3,678万8千円を計上しております。

次に「後期高齢者支援金等」54億833万円でございますが、こちらは、75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度の運営費用の一部を各医療保険者が支援金という形で負担し、社会保険診療報酬支払基金に支払うものでございます。

次に「前期高齢者納付金」831万5千円でございますが、こちらは、65歳～75歳未満の方の加入割合が多い・少ないにより各保険者間の医療費不均衡が生じますことから、会社などの被用者保険も含めたすべての医療保険者から納付金を徴収し、交付金として再分配を行い、各保険者間の医療費負担の不均衡を調整するものでございます。

次に、その2つ下の「介護納付金」22億4,881万3千円でございますが、こちらは、介護保険制度の運営費用の一部を医療保険者として負担し、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

次に「共同事業拠出金」92億7,053万9千円でございますが、こちらは、高額な医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、県内各市町村から拠出金を財源として費用負担を調整するものでございます。

こちらの共同事業のうち保険財政共同安定化事業につきましては、平成26年度まではレセプト1件あたり医療費10万円を超え80万円以下を対象としておりましたが、平成27年度からはレセプト1件あたり80万円以下のすべての医療費を対象とすることが予定されております。こうしたことから、平成26年度当初予算額に比べて47億1,555万円の増となっております。

次に「保健事業費」4億6,547万9千円でございますが、

40歳以上を対象とした特定健康診査や30歳代の健康診査、人間ドック受診の助成等を行うものでございます。また、平成26年度途中から実施しております生活習慣病重症化予防対策事業に伴う費用が含まれております。

歳出の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、上段の歳入をご覧ください。

はじめに、「国民健康保険税」93億7,053万7千円でございますが、平成26年度当初予算額に比べて

2億7,801万1千円の増となっております。また税率改正のため推計した平成27年度の推計額88億8,935万8千円と比べますと、4億8,117万9千円の増となっております。保険税につきましては、加入者全員が対象となる医療給付費分及び後期高齢者支援金等分と40歳以上65歳未満の方が対象となる介護納付金分を合算しご負担いただいております。

次に「療養給付費等交付金」12億4,702万6千円でございますが、こちらは、会社などを退職して年金を受給する65歳未満の方とその家族のことを退職被保険者と言いますが、その退職被保険者の医療費の保険者負担分につきまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

なお、この退職者医療制度は平成27年度からは新規の取り扱いがなくなります。

次に「前期高齢者交付金」96億6,916万7千円でございますが、こちらは、先ほど歳出でご説明いたしました、各保険者間の医療費負担の不均衡を調整するため、65歳から75歳未満の方の加入割合等に応じて、社会保険診療報酬支払基金より交付されるものでございます。

次に「県支出金」26億9,672万3千円でございますが、こちらは、医療給付費等に対する県の支出金でございます。

次に「共同事業交付金」93億3,149万5千円でございますが、こちらは、先ほど歳出でご説明いたしました、「共同事業拠出金」に対する交付金でございます。また、共同事業のうち保険財政共同安定化事業につきまして、平成27年度からは80万円以下すべての医療費を対象としますことから、平成26年度当初予算額に比べて44億3,317万6千円の増となっております。

次に「繰入金」の中の「一般財源化分」

5億3,363万3千円のうち備考にあります保険給付費支払基金繰入金1億7,650万円でございますが、こちらは、第2市民ギャラリーの売却代金5億2,800万円を保険給付費支払基金に積み立て、平成27年度から平成29年度の3年間で毎年約1億7千万円ずつ繰り入れることを国民健康保険税の税率等の改正

		<p>の前提要件といたしておりましたことから 1 億 7,650 万円を繰り入れるものでございます。</p> <p>こちらの 1 億 7,650 万円のうち 650 万円につきましては、国民健康保険税の税率等の改正に伴う子育て世帯への緩和策を講ずるための費用として計上しているものでございます。</p> <p>その下、「その他市単分」でございますが、国民健康保険税の税率等の改正の前提要件といたしておりました 7 億 5,000 万円を計上しております。こちらの運営費繰入金は歳入の不足分を補填するものでございまして、法定外の繰入金でございます。</p> <p>「平成 27 年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算(案)」につきましてはのご説明は、以上でございます。</p>
議 (大館会長)	長	<p>ただいま説明のありました内容につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
委	員	<p>歳出のところで、医療費が減るということですが、前期高齢者が増えて今後医療費は増える傾向にあると思うのですが、どうして歳出が減ることになるのか、このあたりの根拠を教えてください。</p> <p>それから資料の 3 によると平成 25 年度決算額が約 360 億円となっていますが、どの部分が増えて平成 27 年度当初予算額が約 420 億になるのですか。</p>
事 務 局		<p>歳出の保険給付費の減少ということですが、予算計上にあたりまして最近の保険給付費の実績の推移を見て予算の積算をしております。この保険給付費の減につきましては、あくまで予算上の比較でございまして、平成 26 年度の予算に比べると、若干減るということでございます。</p> <p>資料の 3 の平成 25 年度決算額の約 360 億円から平成 27 年度当初予算額が約 420 億に増えている理由につきましては、資料の 3 は決算額でありますので予算額とは単純に比較ができませんが、大きな理由といたしましては、共同事業の制度が変わりますことから増額となっているものでございます。</p>
議 (大館会長)	長	<p>他にご意見ご質問等がありますか。</p>
委	員	<p>共同事業について制度の仕組みを教えてください。歳入の共同事業交付金が 93 億円、歳出の拠出金 92 億円となっていますが、基本的に相殺すればそれ程、差がないと思いますけれども、仕組みがどうなっているのか教えてください。</p>

<p>事務局 ( 及川課長 )</p>	<p>共同事業というのが、資料の備考の欄に記載をしておりますけれども、高額医療費の共同事業というのと、保険財政の共同安定化事業という、この二種類ございます。まず共同事業自体がどういうものかと申しますと、医療技術の高度化、あるいは疾病構造の変化などによって高額な医療費が発生しております。その保険財政の影響が大きいということから県内の市町村が自ら支払っている規模に応じて拠出金を出しあって、その一定の割合で交付金を交付するという共同事業ということになるんですけども、委員さんのおっしゃる通りの拠出金を出して大体同じくらい交付金として交付されるというのがあるんですけど、その拠出金につきましては、例えば共同安定化事業の方ですと、26年度までは10万円を超える部分について対象となるということでした。今回27年度からは、1円以上すべてのレセプトが対象となりまして、この事業を実施するということでございます。</p> <p>その共同安定化事業の拠出金につきましては算出方法というのがございまして、各保険者の人数割であるとか、所得割、医療費割、この三つからなります。これを合算したものが拠出金として出されるわけでございます。必ずしも医療の実績、あるいは医療費等だけではなくて、人数割ですとか所得割というのが影響がございまして、そのへんで算出されたものが拠出金として拠出するわけでございます。交付金のほうは、医療費に対して交付されるものですから、対象となる医療費に基づいて計算がされて交付されるということでございます。ちなみに26年度までの歳出につきましては、保険財政共同安定化事業の部分ですと10万円を超えるレセプトに対して80万円までですね、対象ということですね、その大体給付率が85%、かけることの59%ですか、大体その対象となるものの59%が交付されるということでございます。</p> <p>高額医療費の共同事業につきましては、80万円を超えるものが対象となります。これは26年度も27年度も変わらないんですけど、こちらの方もそれぞれに対して59%は支給される、ということになります。拠出金あるいは交付金、それぞれ算出の方法が違うのでこのような若干、額の差が出て来ているということでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>保険者間の不均衡の調整ということによろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 ( 及川課長 )</p>	<p>おっしゃる通りでございます。</p>

議 長 (大館会長)	他にご意見ご質問等がありますか。
委 員	歳出の総務費が6,959万減額の予定というのは、主な理由は何ですか。
事 務 局	平成26年度予算と比較して減額となる理由の1つといたしまして平成26年度までは税系システムの開発費用を計上しておりましたが、平成26年10月から税系システムが稼働いたしまして開発が終了したことが挙げられます。
議 長 (大館会長)	他にご意見ご質問等がありますか。 他に質問等無いようであれば続きまして、議題(3)「その他」でございます。 事務局より何かありますか。お願いいたします。
事 務 局 (及川課長)	「その他」はございません。
議 長 (大館会長)	それでは、本日の議事についてはこれで終了とさせていただきます。委員さんから何かございますか。 無いようであれば、事務局より、連絡事項はありますか。
事 務 局 (及川課長)	連絡事項として2点ほどございます。 まず1点目でございますけれども、平成27年度からの業務体制についてでございます。 当市では、平成27年度に機構改革を予定しております。 これに伴いまして、本年4月1日より国保年金課は、現在の市民部から健康推進部へ移り、課名につきましても、現行の国保年金課から国民健康保険課へと改められます。 また、当課で所管いたします業務につきましては、これまで「国保の業務」と「国民年金に関する業務」この両方をおこなっておりますけれども、このうち「国民年金に関する業務」につきましては市民課の方へ移ります。現在福祉部福祉総務課で所管しております「後期高齢者医療に関する業務」が当課の方の業務として加わります。 平成27年度からは健康推進部の国民健康保険課ということで、「国民健康保険の業務」と「後期高齢者医療に関する業務」の二つの業務をおこなってまいります予定でございます。 平成27年度より新たな体制となりましても、国民健康保険の適正運営に努めてまいりますので、引き続きよろしく申し上げます。 続きまして2点目でございますけど、次回の運営協議会の開催

	<p>についてでございます。</p> <p>次回は平成27年度の第1回目の運営協議会といたしまして、7月頃の開催を予定しております。</p> <p>委員の皆様には日程が決まりましたら、開催通知及び資料等をお送りいたしますので、よろしく願いいたします。</p>
議長 (大館会長)	<p>事務局から連絡事項がございましたが、この点について何か確かめることはありますか。よろしいですか。</p> <p>それでは以上で議事はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
事務局 (山崎主幹)	<p>大館会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会のことばを、吉野会長職務代理よりお願いいたします。</p>
職務代理	閉会の挨拶
事務局 (山崎主幹)	閉会